

(証券コード 8692)

2018年6月20日

株 主 各 位

東京都江東区潮見二丁目9番15号
株式会社だいこう証券ビジネス
取締役社長 御園生 悦夫

第62期定時株主総会決議のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第62期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第62期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第62期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、期末配当金は、1株につき6円、その効力発生日は2018年6月21日と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記ご参考のとおりであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり御園生悦夫、佐藤公治、駒林素行、山崎仁志、渋谷伸、山崎政明、有吉章、中井加明三の8名が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、有吉章、中井加明三の2名は社外取締役であります。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

本件は、原案どおり当期末時点の取締役6名（非業務執行取締役および社外取締役を除く）に対し、取締役賞与総額30百万円を支給することに承認可決されました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬は次の3種類となりました。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 定額報酬 | 年額2億4,000万円以内 |
| (2) 譲渡制限付株式による報酬 | 年額3,000万円以内 |
| (3) 賞与 | 年額1億円以内 |

なお、いずれも従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。

以上

ご参考

第2号議案の定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(12) <条文省略> <新 設> (13)～(16) <条文省略> 第3条～第6条 <条文省略>	(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(12) <現行どおり> (13) <u>株主名簿の管理およびその他の株式事務の代理</u> (14)～(17) <現行どおり> 第3条～第6条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削 除>

変 更 前	変 更 後
<p>第8条～第41条〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第44条 〈条文省略〉</p>	<p>第7条～第40条〈現行どおり〉</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>第43条 〈現行どおり〉</p>